

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年7月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○西本 章一様（高栄西町） 10,370円

<故人が生前お世話になったため>

○村上 マツ子様（端野町） 50,000円

○星 スエ様（常呂町） 30,000円

○小関 敏之様（常呂町） 30,000円

○米村 健美様（留辺蘂町） 20,000円

○坂下 千代子様（留辺蘂町） 10,000円

○鴻上 一樹様（留辺蘂町） 20,000円

<地域の方々にお世話になったので福祉推進のために>

○佐藤 逸子様（高栄東町） 30,000円